

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えている。

こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要がある。

また、結婚や妊娠・出産、子供の乳幼児期から学童期・思春期・青年期と続くライフステージに応じた子供や子育て家庭への支援を通して、子育てへの安心感を醸成し、次の子供を持ちたいという希望につなげるとともに、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、未来を切り拓いていけるよう、また、子供を持ちたいと希望する人が、安心して子供を持ち、子育てができるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めていく。

ひろしま子供の未来みんなで応援プラン

【将来にわたって目指す社会像】

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現
～具体的な社会像～

【領域Ⅰ】

- ◆すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されている。

【領域Ⅱ】

- ◆地域、保育所・幼稚園等や学校、職域など、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしている。また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っている。

【領域Ⅲ】

- ◆様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができている。

【施策体系】

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

- 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

- 柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備
- 柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実
- 柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実
- 柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備
- 柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

- 柱1 児童虐待防止対策の充実
- 柱2 社会的養育の充実・強化
- 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 柱4 障害のある子供等への支援

〔事業の内容〕

1 子供たちの資質・能力の育成

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

健康福祉局外対応

(2) 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

歯科保健対策（予算額 8,217 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80歳で20本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。（平成5年度創設）

このため、「8020運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成15年度創設）等を実施し、8020運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6月4日～10日）」を実施し、表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成24年3月1日設置）を運営する。

2 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

(1) 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

ア 出会い・結婚支援こいのわ事業（予算額 21,989 千円）

独身若者を会員登録し、行政の結婚支援事業や民間企業、団体の結婚・婚活イベント等に関する情報を提供することにより、若者の出会いや企業等による出会いの場の創出を支援するため、「こいのわ出会いサポートセンター」の運営を補助する。

また、多様な主体による出会いの場の提供が今後も継続的かつ効果的に実施されるよう、ボランティアの養成を進める。

さらに、「県民の結婚の意識に関する調査結果（R7.10）」を踏まえ、結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた普及啓発等を実施する。

第1表 ひろしま出会いサポーターズ認定数及びこいのわボランティア登録数

（単位 団体、人）

区 分	ひろしま出会いサポーターズ認定数	こいのわボランティア登録数
令和7年度	44	228
令和6年度	43	213
令和5年度	41	211

イ 市町少子化対策支援事業（予算額 59,824 千円）

こども家庭庁地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の実情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。（平成26年度創設）

ウ 不妊検査・一般不妊治療費の助成（予算額 51,403 千円）

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。（平成 27 年度創設）

また、Web サイト等のデジタルコンテンツを活用し、若い年齢層の夫婦への啓発や男性の不妊に関する当事者意識を高め、早い段階での不妊検査受診を促すとともに、県の助成事業の利用を促進する。

第 2 表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

（単位 件）

区 分	件 数
令和 7 年 度	1,002
令和 6 年 度	901
令和 5 年 度	770

エ 広島県特定不妊治療支援事業（予算額 129,663 千円）

保険適用となった特定不妊治療及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療等に要した費用の一部を助成する。（令和 4 年度新設）

また、先進医療等を併用することにより、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用の一部を助成する。（令和 5 年度拡充）

第 3 表 広島県特定不妊治療費助成状況

（単位 件）

区 分	件 数	
	先進医療分	全額自己負担分
令和 7 年 度	1,586	285
令和 6 年 度	1,668	268
令和 5 年 度	1,705	315

オ 不育症支援事業（予算額 7,842 千円）

保険適用外の不育症検査に係る自己負担額の一部を助成する。（令和 3 年度創設）

カ 性と健康の相談センター（不妊専門相談センター）等の運営（予算額 11,577 千円）

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。不妊症・不育症支援ネットワーク協議会を開催し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。（平成 16 年度創設）

また、妊娠に関する相談支援体制の充実のため、思いがけない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。（平成 24 年度拡充）

出生前検査（NIPT）に関する相談及び若年妊婦等に対する産科受診同行支援及び一時的な居場所提供を実施する。（令和 4 年度拡充）

第4表 不妊専門相談センター利用状況

(単位 件)

区 分	相談方法別利用状況					
	電話	F A X	電子メール	面接 (医師)	面接 (助産師)	計
令和7年度	132	0	78	-	19	229
令和6年度	150	0	107	-	17	274
令和5年度	167	0	140	-	28	335

第5表 妊娠110番メール相談実施状況

(単位 件)

区 分	相談件数
令和7年度	100
令和6年度	130
令和5年度	166

キ 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,286,891 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和48年度創設）

第6表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1医療機関あたり1日500円（月14日を限度） ・通院：1医療機関あたり1日500円（月4日を限度）

〔負担割合 県1/2（広島市は40/100）、市町1/2（広島市は60/100）〕

ク 児童手当等の支給（予算額 5,401,872 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和46年度創設）

令和6年10月より、制度が改正され、所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降の支給額増額等が行われた。

第7表 児童手当の概要

児童手当の概要	
※太字下線は、令和6年10月より改正のあった部分	
支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) <u>高校生年代</u>までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。
手当額	3歳未満 <u>(第1子・第2子)</u> 月額 15,000 円 3歳以上 <u>高校生年代</u> (第1子・第2子) 月額 10,000 円 <u>0歳以上高校生年代</u> (第3子以降) 月額 <u>30,000 円</u> ※所得制限なし
支給月	<u>偶数月</u> （各前月までの分を支給）

(2) 妊娠期からの見守り・支援の充実

ア ひろしまネウボラ構築事業（予算額 195,513 千円）

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図る。（平成 29 年度創設）

イ 妊婦のための支援給付事業（予算額 15,700 千円）

子ども・子育て支援法に基づき市町が実施する「妊婦のための支援給付」に伴う体制整備等に関して必要な事務費の県負担分を補助する。（令和 7 年度創設）

ウ 先天性代謝異常等検査費（新生児マススクリーニング検査）（予算額 88,329 千円）

県内（広島市を除く）で出生した新生児について、疾患の早期発見、その後の治療・生活指導等につなげるため、先天性代謝異常等（国が指定する 20 疾患）に係るマススクリーニング検査を公費負担で実施する。（平成 13 年度創設）

こども家庭庁が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参画することにより、上記 20 疾患に加え、重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、B 細胞欠損症に係るマススクリーニング検査についても公費負担で実施する。（令和 5 年度創設）

あわせて、検査の精度管理を行い、検査精度の維持向上を図る。また、事業評価や今後の方針等を協議するための関係機関との連絡協議会を開催する。

第 8 表 先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）実施状況（初回検査）

（単位 件）

区 分	検査件数	
	国が指定する 20 疾患	SCID、SMA、B 細胞欠損症
令和 7 年度	9,169	8,209
令和 6 年度	9,467	8,574
令和 5 年度	9,763	7,389

（注）1 広島市で出生した児を除く。

2 SCID、SMA、B 細胞欠損症の検査については、広島大学大学院医系科学研究科小児科及び共同研究機関による試験研究として令和 4 年 7 月から開始。

エ 周産期医療体制の確保（184,125 千円）

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

オ 小児救急医療体制の確保（予算額 251,816 千円）

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実への支援を行う。

カ 新生児聴覚検査体制整備事業（予算額 36,371 千円）

難聴児への早期支援を促進することを目的とし、検査結果の迅速な把握や、二次・精密聴力検査機関から療育・教育機関へのつながりを確実かつ円滑に行えるよう、新生児・小児聴覚検査精度管理システムを運用する。あわせて、新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターにフォローアップ支援員を配置し、システムを活用した関係機関に対するフォローアップや、新生児聴覚検査に係る普及啓発を実施する。（令和 5 年度創設）

未受診者のフォローアップ等、聴覚障害の早期発見・早期支援について関係機関で協議するための新生児・小児聴覚検査体制検討会を開催する。（令和 3 年度創設）

県内の検査体制の充実を図るため、分娩取扱医療機関や助産院等における聴覚検査機器の新規購入及び、二次聴力検査機関における精密検査機器の新規購入に係る経費を補助する。（聴覚検査機器補助：令和 2 年度創設、精密検査機器補助：令和 5 年度創設）

キ 妊産婦総合支援事業（予算額 24,466 千円）

出産後 1 年以内の希望するすべての母子が産後のサポートを受けられるよう、産後ケア事業等の利用料を補助する。（令和 2 年度創設）

妊産婦や子育て中の親が、妊娠中の不安や育児の悩み等をオンラインで助産師に無料で相談できる、ひろしま助産師オンライン相談を実施する。（令和 2 年度創設）

本人の居住地に関わらず安心・安全に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境の実現に向け、妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等を支援する。（令和 7 年度創設）

第 9 表 ひろしま助産師オンライン相談実施状況

（単位 件）

区 分	相談件数
令和 7 年度	247
令和 6 年度	280
令和 5 年度	229

ク 自立支援医療費（育成医療）助成事業（予算額 7,304 千円）

障害者総合支援法第 54 条の規定に基づき、手術等によって治療の効果が期待できる身体障害を有する児童（18 歳未満）に対し、必要な自立支援医療費の支給を行う。（平成 18 年度創設）

第 10 表 障害者医療費県費負担金交付額（育成医療分）

（単位 千円）

区 分	交 付 額
令和 7 年度	4,048
令和 6 年度	5,222
令和 5 年度	6,508

ケ 未熟児養育医療費助成事業（予算額 40,707 千円）

母子保健法第 20 条の規定に基づき、養育のために入院が必要な未熟児に対し、医療の給付を行う。（昭和 33 年度創設）

第 11 表 未熟児養育医療費等県費負担金交付額

(単位 千円)

区 分	交 付 額
令 和 7 年 度	31,654
令 和 6 年 度	37,823
令 和 5 年 度	34,803

(3) 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

ア 子供のこころのケアの充実に係る事業

健康福祉局外対応

イ ヤングケアラーへの支援に係る事業

ヤングケアラー支援体制強化事業（予算額 8,834 千円）

ヤングケアラーとその家族が、地域や様々ななかかわりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができており、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、並びに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができる社会を目指す。（令和 7 年度創設）

ウ ひきこもり支援等の充実に係る事業

健康福祉局外対応

エ 子供の居場所づくりの推進に係る事業

子供の居場所づくり推進事業（予算額 10,833 千円）

子供・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、子供・若者が自身の課題を抱え込むことなく相談しやすい窓口とつながるとともに、安全で安心して過ごすことができる環境を整えるため、県内の子供・若者が利用する居場所情報の発信や関係者研修の開催等、様々なニーズに応じた多様な居場所づくりを推進する。

また、協力企業から無償提供を受けた食材を、社会福祉協議会を通じて、子供食堂等の居場所や子育て家庭等へ提供する取組（フード・マッチング）を実施する。（令和 8 年度創設）

(4) 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

ア 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 2,247 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成 25 年度創設）

第 12 表 保育コンシェルジュ配置状況

(単位 市町、人)

区 分	市 町 数	配置人数
令 和 7 年 度	2	2
令 和 6 年 度	3	20
令 和 5 年 度	3	20

イ 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 19,753 千円）

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

第 13 表 県主催の専門研修の実施状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和 7 年 度	2,922
令和 6 年 度	2,620
令和 5 年 度	2,605

ウ 保育教諭指導力向上事業（予算額 4,108 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

エ ひろしま自然保育推進事業（予算額 9,884 千円）

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

第 14 表 ひろしま自然保育認証団体

（単位 団体）

認証区分	認証団体数（令和 8 年度 4 月現在）
I 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体）	67
II 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体）	18
合計	85

オ 保育士人材バンク事業（予算額 27,491 千円）

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。（平成 24 年度創設）

第 15 表 保育士人材バンクの就業マッチング状況

（単位 件）

区分	求人	求職	紹介	就職
令和 7 年 度	795	139	143	141
令和 6 年 度	644	98	123	129
令和 5 年 度	435	112	131	127

カ 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 4,552 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用した職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。（平成 30 年度創設）

キ 県庁内保育所設置モデル事業（予算額 3,534 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

ク 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成 28 年度から年 2 回保育士試験を実施する。（昭和 23 年度創設）平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1 回目については筆記試験が中止となり、実技試験のみの実施となっている。）

第 16 表 保育士試験の実施状況

（単位 人、％）

区 分	受験者実数	合格者数	合格率
令和 7 年度	1,041	273	26.2
令和 6 年度	1,039	317	30.5
令和 5 年度	1,177	359	30.5

ケ 保育士登録の実施（予算額 5,335 千円）

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。（平成 15 年度創設）

登録手数料 申請 4,200 円、書換交付 1,600 円、再交付 1,100 円

第 17 表 保育士登録数

（単位 人）

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
令和 7 年度	925	531	41
令和 6 年度	1,027	576	29
令和 5 年度	1,153	569	21

コ 産休等代替職員費の助成（予算額 22,281 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休：昭和 37 年度創設、病休：昭和 49 年度創設）

第 18 表 産休等代替職員への助成実績

（単位 施設、人）

区 分	任用施設数	任用人数
令和 7 年度	34	53
令和 6 年度	41	62
令和 5 年度	44	59

サ 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 19,028,341 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した私立保育所、私立認定こども園等に係る給付費及び子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町が支弁した私立幼稚園、認可外保育施設等に係る施設利用費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

シ 【新】乳児等のための支援給付の負担（予算額 27,855 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 3 項に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担する。（令和 8 年度創設）

ス 病児保育事業・広域推進事業の助成（予算額 331,345 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する。（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 19 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	箇 所 数	補助金額
令 和 7 年 度	21	72	263,111
令 和 6 年 度	20	69	214,306
令 和 5 年 度	20	66	174,933

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

セ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 3,276,684 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（平成 3 年度創設）

第 20 表 放課後児童クラブ事業の状況

（単位 市町、クラブ、千円）

区 分	市 町 数	クラブ数	補助金額
令 和 7 年 度	22	616	2,764,686
令 和 6 年 度	22	616	2,558,120
令 和 5 年 度	22	630	1,968,581

（注）〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

ソ 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 32,952 千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（平成 13 年度創設）

第 21 表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

（単位 所）

区 分	創 設 等
令 和 7 年 度	4
令 和 6 年 度	4
令 和 5 年 度	6

タ 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

(ア) 子育て支援員研修事業（予算額 8,733 千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成 27 年度創設）

第 22 表 子育て支援員の養成状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和 7 年度	288
令和 6 年度	334
令和 5 年度	286

(イ) 放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 10,248 千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するとともに、放課後児童支援員に対して資質向上を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第 23 表 放課後児童支援員の養成状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和 7 年度	466
令和 6 年度	401
令和 5 年度	378

チ ひろしま子育てもっと応援事業（予算額 39,870 千円）

若年代等に対して、子育てに係るポジティブなイメージの浸透を図るため、令和 7 年度に実施した調査の結果を踏まえた普及啓発を行う。また、ライフステージに応じた各種支援制度の見える化や大学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験、子育て当事者との意見交換の機会の提供、ライフデザイン啓発事業を実施する。

また、「共家事・共育て」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進するため、SNS 等を活用した情報発信や行動変容につながる取組を実施する。（令和 6 年度創設）

ツ 地域子ども・子育て支援事業（市町子育て支援事業補助金）（予算額 603,053 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成 25 年度創設）

第 24 表 市町への助成状況

(単位 市町)

事業名	市町数	事業名	市町数
利用者支援事業	11	地域子育て支援拠点事業	11
実費徴収に係る補足給付を行う事業	13	一時預かり事業	20
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	20
子育て短期支援事業	12		
乳児家庭全戸訪問事業	20	児童育成支援拠点事業	2
養育支援訪問事業	10	親子関係形成支援事業	4
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	16	産後ケア事業	23
子育て世帯訪問支援事業	15		

(令和 8 年 3 月 31 日時点)

(注) 1 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は令和 3 年度より順次重層的支援体制整備事業交付金に移行。

(R7 年度末時点での移行済市町：12 市町)

2 平成 27 年度は子ども・子育て支援交付金で対応。

3 平成 26 年度は保育緊急確保対策事業で対応。

4 平成 25 年度は安心子ども基金で対応。

5 平成 24 年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

(5) 子どもと子育てにやさしい生活環境と安全の確保

ひろしま子育て応援事業（予算額 36,771 千円）

子育て関連イベントや企業の子育て支援の取組を含めた子育て関連情報を集約し、「イクちゃんネット」等を活用して子育て当事者や支援者等への的確に情報提供するとともに、地域の子育て支援団体に対し、コーディネーター派遣等による後方支援を行う。

また、寄付金を活用して、こども食堂の運営補助など、(公財) ひろしまこども夢財団が行う事業に対し助成する。

3 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に向けた理解の促進

(ア) オレンジリボンキャンペーンの展開（予算額 3,582 千円）

児童虐待防止や体罰禁止についての広報啓発を行い、虐待通告及び被害児への支援についての県民の理解促進を図る。

(イ) 児童福祉月間行事の実施

毎年 5 月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。(昭和 53 年度創設)

イ 市町の機能強化の支援

(ア) 児童家庭支援センター運営費の助成（予算額 100,413 千円）

a 地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。(平成 23 年度創設)

b 児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図るため、児童家庭支援センターに児童や保護者への指導を委託する。

(イ) SNS相談支援システム事業（予算額 3,600 千円）

SNSがコミュニケーションツールとして普及したことを踏まえ、こどもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、児童虐待に繋がる芽を摘むことができるようにSNSを活用した相談窓口を開設し相談支援をおこなう。（令和4年度創設）

(ウ) 児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっているため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。（児童委員：昭和23年度創設、主任児童委員：平成5年度創設）

主任児童委員：195名（広島市及び呉市・福山市を除く。）（令和8年3月末日現在）

(エ) 妊産婦等生活援助事業（予算額 18,080 千円）

社会福祉法人に委託し、妊娠葛藤相談の対応や一時的な住まいの提供、生活支援や、関係機関との連携を行い、家庭生活に支障が生じている特定妊婦等に対する支援の強化を図る。

ウ 県こども家庭センターの機能強化

(ア) 県こども家庭センターの設置運営（予算額 570,317 千円）

県内3か所（西部、東部、北部）に県こども家庭センターを設置し、子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。（昭和22年度創設）令和7年4月に東部こども家庭センター三原支所を、同年9月に西部こども家庭センター東広島支所を開設した。

第25表 県こども家庭センターの相談対応の状況

（単位 件）

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
令和7年度	4,427 (3,630)	0	2,092	203	81	55	6,858
令和6年度	4,241 (3,463)	0	2,024	222	82	34	6,603
令和5年度	4,350 (3,541)	4	1,896	167	85	5	6,507

（注）広島市を除く。

(イ) 医療的機能の強化（予算額 1,767 千円）

児童の怪我について診察できる児童虐待対応嘱託医師を配置するほか、広島県歯科医師会から県内2か所の一時保護施設に歯科医師等を派遣し、一時保護児童に対して歯科検診及び歯科保健指導を実施する。

(ウ) 法務専門員の配置（予算額 27,629 千円）

常勤弁護士を配置し、法的判断や対応をより迅速・的確に行う。

(エ) 警察との連携強化事業（予算額 8,653 千円）

児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに現職警察官、西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所に警察 OB を配置する。

(オ) 保護者指導支援員の配置（予算額 13,046 千円）

児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたる保護者指導支援員を配置する。

(カ) 親子支援推進員の配置（予算額 117,987 千円）

児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。

(キ) 児童虐待対応体制の強化（予算額 7,249 千円）

職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。

(ク) 子供の権利擁護事業（予算額 15,656 千円）

社会的養護において子供の最善の利益を考慮した支援を実施するため、一時保護施設等に入所する子供の意見を第三者が聞きとり、必要に応じて代弁するアドボカシー制度の仕組みづくりを行う。

(2) 社会的養育の充実・強化

ア 里親等委託の推進

里親支援事業（予算額 21,994 千円）

「里親委託推進員」を県こども家庭センターに配置するとともに、里親制度の普及促進、登録里親の育成、社会的養護を必要とする子供と里親のマッチング、里親委託後の支援など、里親支援業務を、ノウハウを有する民間事業者に委託し、県こども家庭センターと連携して里親支援を実施する。（「里親委託推進員」の配置：平成 21 年度創設、民間事業者への委託：令和 5 年度創設）

第 26 表 里親委託の状況

(単位 世帯、人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数
			(再掲) 専門里親 世帯数		(再掲) 専門里親 世帯数			
令和 8 年	県 分	175	0	59	0	75	25	26
	広島市分	131	6	38	1	44	15	9
	計	306	6	97	1	119	40	35
令和 7 年	県 分	176	1	51	0	63	21	20
	広島市分	128	6	41	1	49	10	9
	計	304	7	92	1	112	31	29
令和 6 年	県 分	175	1	48	0	58	20	19
	広島市分	127	7	41	1	48	16	22
	計	302	8	81	1	106	36	41

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
 [備考] 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者。専門里親とは、児童虐待等で心身に影響を受けた児童や障害を有する児童を養育する里親のうち専門里親として県知事又は広島市長が登録した者。

第 27 表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所、人)

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 8 年	0	6	6	17	11	28
令和 7 年	0	5	5	12	11	23
令和 6 年	0	6	6	16	11	27

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 3,564,508 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。(昭和 22 年度創設)

第 28 表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 8 年	0	2	2	13	16	29
令和 7 年	0	2	2	17	16	33
令和 6 年	0	2	2	17	22	40

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

第 29 表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 8 年	0	13	13	252	233	485
令和 7 年	0	13	13	289	233	522
令和 6 年	0	13	13	286	205	491

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

- b 施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各行事を後援する。
(昭和 35 年創設)

(ウ) 児童福祉施設職員の人材育成（予算額 58,333 千円）

a 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施

児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。

b 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

c 児童養護施設等の職員人材確保事業

- (a) 児童福祉施設への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。

- (b) 実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

d 児童養護施設等体制強化事業

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

ウ 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

(ア) 児童自立支援施設の設置運営（予算額 215,393 千円）

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 30 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分		定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
令和 8年	県 分	15	0	0	0	0	0	0	1	2	5	1	9
	広島市分	4	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	19	0	0	0	0	0	0	1	3	7	0	12
令和 7年	県 分	15	0	0	0	0	0	2	3	1	2	0	8
	広島市分	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	0	0	0	0	0	2	4	1	3	0	10
令和 6年	県 分	15	0	0	0	0	1	3	1	3	2	1	11
	広島市分	5	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	0	0	0	0	1	3	1	5	3	2	15

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

(イ) 親子関係再構築支援事業（予算額 4,551 千円）

児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童への支援プログラム等を実施し、親子関係再構築を図る。また、児童養護施設等に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。

(ウ) 未成年後見人支援事業（予算額 7,753 千円）

親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。

(エ) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（予算額 16,000 千円）

児童養護施設等に対し、ケア単位の小規模化・地域分散化を図るための施設開設を支援する。

(オ) 社会的養護自立支援拠点事業（予算額 39,451 千円）

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、地域社会における社会的自立の促進を図る。

(カ) 身元保証人確保対策事業（予算額 625 千円）

児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

令和 7 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携

強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実

(ア) 母子家庭等自立支援事業

a ひとり親家庭サポートセンター事業（予算額 17,402 千円）

ひとり親家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

ひとり親家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭サポートセンターに専任相談員を配置してケース対応による支援を実施する。

家計管理能力の向上や自立につなげるため、ファイナンシャルプランナーによる家計管理講習会と個別相談を実施する。（令和 2 年度創設）

○委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 293 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ワンストップ相談体制強化事業（予算額 1,320 千円）

AI チャットボットによる相談システムを運用し、24 時間相談できる体制を確保する。

(イ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付（予算額 6,810 千円）

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。（昭和 53 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 31 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 〔特に必要と認められる場合は、6 か月以内〕
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 544,568 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

第 32 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2 （広島市は 40/100）、市町 1/2 （広島市は 60/100）〕

(エ) 母子生活支援施設の利用（予算額 62,494 千円）

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 33 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所、世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、福山市及び県外	計
令和 8 年	県 所 管	0	3	3	17	20	37
	広島市所管	0	4	4	2	49	51
	呉 市 所 管	0	1	1	0	7	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	8	8	19	76	95
令和 7 年	県 所 管	0	4	4	20	27	47
	広島市所管	0	4	4	2	48	50
	呉 市 所 管	0	1	1	2	7	9
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	24	82	106
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	30	46
	広島市所管	0	4	4	1	41	42
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	18	77	95

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

(オ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 32,652 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

第 34 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 7 年度	26	0	19	0	45
令和 6 年度	47	2	27	0	76
令和 5 年度	41	0	18	0	59

(カ) ひとり親高等職業訓練促進資金の貸付（予算額 7,200 千円）

ひとり親家庭の親が、安定した生活基盤を築くことができるよう、資格取得や住宅の借り上げ資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

〈参考 各種自立援助対策〉

a 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

b 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

c 特定者資格証明書等の交付

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している世帯主又は世帯員に対して、JR の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

d ひとり親世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っているひとり親家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

イ ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

(ア) ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 25,413 千円）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童に学習指導を行う。（平成 26 年度創設）また、ひとり親家庭の児童に学習支援等を行う市町に対し、補助を行う。

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（予算額 200,000 千円）

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借り受け者に対し、償還計画の策定や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。（昭和 28 年度創設）

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 35 表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表（令和 8 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦母子・父子福祉団体等	1 回につき 3,720,000 円 1 回につき 5,580,000 円	—	貸付の日から 1 年	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント）
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦母子・父子福祉団体	1 回につき 1,860,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修学の間中	修学終了後 6 か月	10 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月 額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率	違約金
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習 得 期 間 中 の 5 年 以 内	習 得 期 間 終 了 後 1 年	20 年以内	無利子	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント (令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント)
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のない児童・寡婦	1 回につき 110,000 円 (自動車購入 1 回につき 340,000 円)	—	貸 付 け の 日 か ら 1 年	6 年以内	※親に係る貸付けの場合 保証人有 無利子 保証人無 年 1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 510,000 円) 介 護 500,000 円	—	医 療 又 は 介 護 期 間 終 了 後 6 か月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (423,000 円が限度) (その他) 月 額 118,000 円 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (342,000 円が限度) (生計中心者でない場合 月 額 79,000 円)	知識・技能習得期間中の 3 年以上又は医療介護期間中の 1 年以上又は離職した日の翌日から 1 年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後 6 か月	20 年以内 (技能習得) 5 年以内 (医療介護) (失業中)	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて 7 年未満の者	月 額 118,000 円 (貸付合計 283 万 2 千円以下) 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (354,000 円が限度) (生計中心者でない場合 月 額 79,000 円) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月分を一括貸付 (1,416,000 円を限度) できる。	貸 付 け を 受 け て 始 め て 概 ね 3 か 月 以 内	貸 付 け 期 間 終 了 後 6 か 月	8 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 1,500,000 円 (災害等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付日の日から6か月	6年以内 特別7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント（令和二年三月三十
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 260,000 円	—	貸付日の日から6か月	3年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	小学校 91,600 円 中学校 101,000 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 自宅 自宅外 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 420,000 円 430,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 専修大学(一般課程) 150,000 円 16,000 円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後6か月を終了するまで	10年以内 (専修学校(一般課程)以外の就学) 5年以内 (専修学校(一般課程))(修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 340,000 円	—	貸付日の日から6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(4) 障害のある子供等への支援

ア 医療的ケア児(者)支援体制の整備(予算額 40,037 千円)

(ア) 医療型短期入所施設補助事業(予算額 2,353 千円)

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児(者)の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

令和8年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。(令和元年度創設)

(イ) 医療型短期入所事業所開設支援事業(予算額 8,030 千円)

医療型短期入所事業所の不足や偏在を解消し、県内7障害保健福祉圏域において段階的に開設されていくことを目指し、各圏域の地域分析を行うとともに、県内の医療機関や介護老人保健施設に対して、事業所の制度等を広く周知し、併せて医療機関等の希望に応じた新規開設に係る個別支援を行う。(令和8年度創設)

(ウ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 255 千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成 30 年度創設）

(エ) 医療的ケア児支援センター運営事業（予算額 23,360 千円）

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。（令和 5 年度創設）

また、医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和 2 年度創設）

(オ) 医療的ケア児等地域支援アドバイザー配置（予算額 536 千円）

市町から、地域の関係機関との連携体制支援や困難事例への助言・支援・コーディネート、ケース会議でのスーパーバイズなどを求める要望を受け、モデル事業として福山・府中圏域において「医療的ケア児等地域支援アドバイザー」を配置し、市町の対応力向上や支援連携体制の構築・拡充を図る。（令和 8 年度創設）

(カ) 医療的ケア児（者）用防災ガイドブックの作成（予算額 2,203 千円）

特別な配慮を必要とされる医療的ケア児（者）とその家族の防災意識を高め、災害時の円滑な避難につなげるため、電源確保や避難物品の準備・個別避難計画の作成など、災害時を想定した事前防災の取組促進に資するガイドブックを作成する。（令和 8 年度創設）

(キ) 非常用電源機器の備蓄（予算額 3,300 千円）

災害時の停電により生命の危機に直結する、人工呼吸器等に電源を供給するための予備電源のバックアップ体制として、非常時に貸し出せる医療機器用蓄電装置を、県医療的ケア児支援センターに備蓄する。（令和 8 年度創設）

イ 発達障害児支援の充実（予算額 93,746 千円）

(ア) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 34,789 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事業概要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 36 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 7 年度）

事業内容		実績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	224 人	延支援件数	741 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	6 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	6 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	60 人	延支援件数	324 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	5 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	185 件			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	8 件			
	地域住民向け講演会の開催等	52 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	26 回	延参加人数	815 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		36 回		1,326 人
	教育関係者との合同研修会		4 回		75 人
関係施設・関係機関等の連携	発達障害者支援法第 19 条の 2 協議会への参加状況	実施回数		2 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			6 回	
	他の協議会への参加状況			4 回	
職員の研修派遣状況		参加回数		18 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		0 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

（イ）発達障害地域支援体制推進事業（予算額 58,957 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

a 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

b 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- 発達障害支援基礎研修
- 発達障害支援スキルアップ研修
- 発達障害教育支援スキルアップ研修
- 医師対象研修

c 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ペアレントメンター養成研修
- ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

○ 県民向け発達障害啓発事業

d 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。

また、長期の初診待機者が集中している圏域において、初診と再診の機能分化等を図る仕組みを構築する。(平成 30 年度創設)

e 初診待機解消に向けた体制整備の取組

専門医療機関への初診待機の長期化により、早期支援に繋がっていないことに加え、待機者や家族が不安を抱いていることを踏まえ、診断の必要性に応じ適切な時期に対応できる円滑な診断の実施と早期支援体制の整備を図る。(令和 8 年度創設)

(a) 発達障害診断前相談サポート機能整備（初診待機者向相談窓口の設置）

受診を希望する児・者及びその家族に対し適切なアセスメントを行い、アセスメントの結果をもとに個別の状況に応じた医療機関や支援機関へつなぐことで、円滑な診断の実施と早期支援を図る。

(b) 発達障害専門医療機関の初診待機短縮の効果検証（受診集中機関の初診待機者縮減）

初診待機者の多い専門医療機関において、専門職によるアセスメント等を行い、受診の必要性や緊急度に応じて検査・診察への早期対応や他の機関への紹介等による診療前支援体制の構築をモデル的に実施する。